

30 答申第7号
平成30年10月26日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年10月2日付け30支援1第1021号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及びり災証明書発行業務において収集した申請者の個人情報を目的外利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

1 審議会の結論

義援金の配分に当たり、災害見舞金等交付業務及びり災証明書発行業務において収集した申請者の個人情報を目的外利用することは、公益上の必要性がある。

2 実施機関による説明

平成30年7月に発生した豪雨に関し、久留米市が預かった義援金を久留米市内で床上浸水の被害に遭った約550世帯に配分する業務を行うに当たり、災害見舞金の支給等申請書等に記載された個人情報を目的外利用することにより、対象となる被災世帯に的確に情報を提供するとともに、対象者の情報を申請書にあらかじめ印字して送付することで申請者本人の負担軽減、支給事務の効率化を図ることができ、被災世帯の再建のための早期支給につながるため、公益上の必要性がある。

3 審議会の判断

義援金の支給に当たり、被災世帯に対象であることを知らせ、また、申請者本人の負担

軽減を図る等の支給事務効率化のために、被災世帯の情報を目的外利用することには公益上の必要性があるとする実施機関の説明は妥当である。

よって、冒頭のとおり結論付ける。